

議事録要旨		
会議等の名称	令和６年度第４回安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会	
主 催	高齢福祉課	
日 時	令和７年２月１３日（木）午後１時３０分から午後２時１６分まで	
場 所	安城市役所本庁舎３階第１０会議室	
出席者	委員	（会長）神谷明文（副会長）野々川信、深谷裕都、杉浦正之、林稔男、伊藤賢、鶴田敦之、野村弦、富田裕明、加藤麻弥
	事務局	福祉部長、福祉部次長、高齢福祉課長、高齢福祉課主幹、高齢福祉課介護保険係長
傍聴人	０名	
次 第	１ 会長あいさつ ２ 議題 （１）地域密着型サービス等事業所の新規指定について（答申） （２）令和７年度地域密着型サービス等指定更新予定事業所について（報告） （３）令和６年度地域密着型サービス等事業所の運営指導状況について（報告） ３ その他 （１）令和７年度の開催予定について （２）令和７年度人事異動等に係る委員異動について（連絡）	

欠席委員： なし

１ 会長あいさつ

本日は寒い中お集まりいただきありがとうございます。地域密着型サービスとは、要介護認定を受けた安城市民を対象に、住み慣れた地域で継続した支援を提供するために平成１８年にできたサービスのこと。施設と病院は職員が不足しつつあるのでなるべく在宅でサービスを受けられるようにと始まったサービス。そのサービスがうまくいくようにこの運営委員会がある。要支援認定を受けた市民のためのケアプラン作成、介護予防支援についても意見をうかがう。本日は新規指定申請事業所の審議答申と指定更新予定事業所についての報告がある。活発な意見をよろしくお願いします。

２ 議題

（１）地域密着型サービス等事業所の新規指定について（答申）・・・Ｐ５～８

（伊藤委員当該法人職員のため退室）

（介護保険係担当）

資料を説明

【質疑応答・意見】

（会長）

相談室はプライバシーが保たれる作りか。

(介護保険係担当)

包括支援センターと共同の相談室だが使用中はドアが閉められるし、隙間はなく防音できる。

(会長)

外に声が聞こえる状態ではないということ。

(A委員)

民生委員を代表して意見を言う。既存の施設の業務を拡大するということか。具体的にはどのような業務拡大か。サービスの拡充という意味では期待している。リニューアルするということを地域住民に説明すればよいか。

(介護保険係担当)

現状でも居宅介護支援事業所ひがしばたは要支援のケアプランを作成している。包括支援センターが受けたものを下請けとして作成しているが、それが利用者との直接契約となる。ケアプランの数としては変わらない。包括支援センターとの契約がなくなるので契約事務が軽減するのと報酬が少し上がる。利用者の負担は変わらない。利用者への周知としてはこれまでどおり包括支援センターへ相談してもらう流れで良い。

(B委員)

何か改善したということではない。

(介護保険係担当)

法人の負担が軽減することとお金が少しもらえる。利用者は何も変わらない。

(B委員)

なぜ今までやっていなかったのか。

(介護保険係担当)

事務の軽減と報酬を考えて足踏みしていたか。

(C委員)

これから増える見込みか。

(介護保険係担当)

今回指定する居宅介護支援事業所ひがしばたから他の包括支援センターへ話がいけば増える可能性はある。

(会長)

このことについて、安城市長から諮問を受けている。ご意見、付帯意見があればご提案を。

(C委員)

議題1の3(2)苦情処理について、連絡先記載とあるが、市町村の担当課の記載はあるか。重要事項は利用者に説明しなければいけないので市町村の電話番号は明確にしてほしい。

(介護保険係担当)

ありがとうございます。伝えておく。重要事項説明書には事業所の管理者と市役所の介護保険係、国保連の苦情相談窓口の連絡先が明記されている。

(会長)

他に意見がないようなので承認ということよろしいか。

(異議なし)

(会長が答申書に署名)

(伊藤委員入室)

(2) 令和7年度地域密着型サービス等指定更新予定事業所について・・・P9

(介護保険係担当)

資料を説明

【質疑応答・意見】

(B委員)

高齢福祉課で現地は視察したのか。

(介護保険係担当)

6年に1度は指導することになっているので更新の前には指導に入っている。

(会長)

通所介護とはデイサービスのこと。小規模多機能型居宅介護は通所と泊まりを含んだ多機能の施設のこと。定員は。

(介護保険係担当)

29名。

(会長)

認知症対応型共同生活介護はグループホームのこと。定員は。

(介護保険係担当)

18名

(会長)

地域密着型特定施設入居者生活介護は小規模の特別養護老人ホームのこと。定員は。

(介護保険係担当)

29名

(会長)

質問がなければこれで終了する。

(3) 令和6年度地域密着型サービス等事業所の運営指導状況について(報告)・・・P10～

11

(介護保険係担当)

資料を説明

【質疑応答・意見】

(会長)

具体的な指導内容は。

(介護保険係担当)

(2)にある文言で指導している。

(会長)

3年に1度の根拠は。

(介護保険係担当)

国が出している運営指導マニュアルに3年に1度が望ましいとあるため。

(C委員)

自主返還とは何か。

(介護保険係担当)

具体的には、加算の要件を満たしていないのに加算を算定していた、虐待防止措置を実施していないことが指導で発覚したので市が返金を求めたことがあった。

(介護保険係担当)

補足すると、自主点検によって法人が報酬の点検の間違いを自主的に返還した。

(C委員)

指導件数とは今回指導を実施した件数か。

(介護保険係担当)

そうである。

(会長)

自主返還は不正請求ではない。

(C委員)

税金という修正申告か。

(会長)

そう。

(B委員)

今回の指導で虐待事案はなかったか。

(介護保険係担当)

なかった

(B委員)

(2) イ職員の職種を辞令で明確にするとはいかなるようなことか。

(介護保険係担当)

管理者が介護業務も行うなら兼務が分かるように辞令で明確に記載しなければならないがそれがなかったということ。

(B委員)

事業所側が勘違いしていたかもしれない。

(介護保険係担当)

そこまでの必要性を認識していなかったと思われる。

(副会長)

議題2について。令和2年が事業開始の事業所は今回が初めての指導か。

(介護保険係担当)

そう。

(副会長)

初回の指導で重点的にみるところはあるか。

(介護保険係担当)

新規だから何か特別にみることはないが、令和6年度に改正された内容についてはしっかりみる。

(D委員)

運営指導の結果は最終的に文書で届くのか。

(介護保険係担当)

文書での指摘がある場合は郵送する。口頭での指導のみの場合は特に文書は郵送しない。

(D委員)

資料に「令和6年度は1件対応中です」とあるが具体的には何か。

(介護保険係担当)

以前進捗を報告したが、安城市にあるZ事業所のこと。現状報告できることはないので次回報告する。

(会長)

報告案件なのでこれで終了とする。

3 その他

(1) 令和7年度の開催予定について

第1回 令和7年5月14日(水) 市役所さくら庁舎第35会議室

第2回 令和7年8月7日(木) 市役所さくら庁舎第36会議室

第3回 令和7年11月13日(木) 市役所本庁舎第10会議室

第4回 令和8年2月12日(木) 市役所本庁舎第10会議室

(事務局) 今年度同様、議題がない場合は開催前月に中止の通知をさせていただく。

(2) 令和7年度人事異動等に係る委員異動について(連絡)

(事務局)

次回開催までに人事異動等で委員の交代予定のある方は会議終了後直接またはお電話等にて会
保険係までお知らせを。